あるオーナー社長 A氏を悩ませる税務問題

エヌエムシイ税理士法人（代表社員・税理士　野本 明伯）『税務総合戦略室』は、「オーナー経営者のための戦略的税務対策と資産運用」と題した新しい税務対策セミナーを開催中です。

当セミナーは、法人及び経営者の個人資産に対する税コストを削減し、保有資産を後継者に円滑に引き継いでいくために、相続や事業承継対策、海外を利用した資産運用などをはじめ、会社と個人を一体としてとらえた戦略的な税務対策を考えていく内容となっております。

過去4回のセミナーには、おかげをもちまして大勢のお客様にお越しいただき、さらにテレビの報道番組によるセミナーの取材も行われるなど、毎回熱気に満ちた時間となっています。セミナー終了後、ご参加いただいた方々のお話をお聞きするたび、資産家に対する課税強化の流れが加速している状況の中、あらためて経営者の抱いておられる重税感や、今まで築き上げてきた資産をなんとか円滑に後継者に引き継いでいきたいという熱い想いを強く感じております。

のしかかる重税 戦略的な税コスト削減を

上場企業の社長と、非公開企業のオーナー経営者とでは背負っている責任がまったく違います。

非公開企業では金融機関からの借入れに際し、社長自身が個人保証をします。一方、上場企業の社長は個人保証などしません。また、会社が傾いたとき、雇われ社長は退職をもって責任を取ることがありますが、オーナー経営者の背負う責任はそんなものではありません。個人資産を全て売却せざるを得ませんし、最終的にすべての責任から逃れることができません。

オーナー経営者はこのように会社の全責任を背負い、24時間、365日人生の全てを事業に捧げ、その所得を得るために苦労してきた道程の過酷さが異なるからこそ、オーナー経営者の抱く重税感は大きいのではないでしょうか。

さらには、すでに高い所得税を納めたうえの残りで築き上げた財産にまで最終的には高額の相続税がかかることには、皆様大きな抵抗感を持っています。

誰しも自分の人生をかけて築いた大切な財産を、次世代の子孫に目減りすることなく引きついでいきたいと考えますが、現状では相続により資産は大きく減ってしまいます。

世界の中では、相続税はすでに税金を納めた上での財産にかかる、いわゆる二重課税の制度だとして、相続においては税を課さない、または低い税率とするという国も多いのですが、現在の日本の税制では真逆、すなわち相続税増税が加速している状況です。

厳しい日本の財政状況が続く限り、資産家に対する課税強化の流れは変わらないでしょう。今までどおり何の対抗策もとらなければ、せっかく苦労して築き上げた財産の多くは税金として徴収され、後継者に継承していくことはできません。

私共は、これからはもっと税コストの削減、資産運用に目を向けるべきだと考えています。そして、今までよりももっと戦略的な税務対策を行っていくべきだと思っています。↖

税務顧問契約の業務範囲とは

顧問税理士に依頼し ていながらこのような 問題が蓄積してしまう 原因として、会計事務所の業務範囲に対する認識の違いということが考えられます。

お客様は、毎期の税務申告を任せておけば、税理士は当然にすべての税務リスクに対し専門家として適切な対応は、毎月の顧問契約でをしてくれるだろうとカバーする範疇から外れた問題だと考えている通常の顧問契約の範囲で行う業務は、法人税の決算・申告業務であれば会計帳簿の作成を行い、法律の範囲内で諸制度を活用し、節税策は専門外の案件であり、自信を持って処理できないというのが実態なのです。

したがって、将来の相続で自社株が大きな問題となることが想像できても、自分の専門外の案件に対しては見て見ぬふりをしてしまうということになります。

私共『税務総合戦略室』では、税務の専門分野でも深い部分は分野が存在し、それぞれの案件に応じた専門家が対応するべきだと考え、国税庁・国税局などの専門部署出身の元国税調査官を集めました。お客様の税務問題に万全に備えるためには一人の税理士ではなく、各専門分野の税理士がチームを組んだ「総合病院」的な体制が必要なのです。

前述したオーナー社長A氏の場合、自社株対策専門の税理士・相続税対策専門の税理士・法人税専門の税理士が知恵を出し合い、7億円の見込み相続税額を1億5千万円まで減少する対策、すなわち5億5千万円の税コスト削減策をご提案いたしました。さらに、併せて弊社の国際税務専門税理士のスキームを活用すれば、相続税額を0円とすることまで可能となります。

お客様の蓄積してしまった税務問題を解決するために、私共はいわゆる会計事務所の顧問契約では補えない部分をセカンドオピニオンサービスとしてご提供いたします。不安を感じていらっしゃる税務問題がございましたら、ぜひお気軽にご相談ください。

（文責・税務総合戦略室　室長　風間）

気づかぬうちに見込み 相続税額が約7億円に

私共『税務総合戦略室』にご相談にいらっしゃったあるお客様の例をご紹介いたします。

そのオーナー社長A氏は会社を創業して20余年、業績を順調に伸ばし、役員報酬に対する高額な所得税を納税しながらも個人資産を増やし、金融資産は1億5千万円超、不動産も同額程度所有しています。さらに自分の会社に4億5千万円ほど貸付をしています。

毎期の決算は顧問税理士により適正申告を心がけ、数回の税務調査においても特段大きな問題となる事項はありませんでした。そのため法人の決算について特に心配はしていませんでしたが、年齢を重ね、ある日ふと、「もしも相続ということになったらどのくらいの税金になるのだろう?」と不安に駆られ、相談にいらっしゃったのです。

私共で法人の株式を評価し、個人資産の状況・ご家族の状況等を現状分析した上で相続税額を試算したところ、現時点での見込み相続税額は、なんと約7億円という結果になりました。今まで築き上げてこられた金融資産に加え、所有不動産を全て処分しても納税資金が足りないということになります。

このような状況となった理由としては、

○毎期順調に利益が計上されてきたことにより、会社の株価が上昇し、自社株の評価額はすでに12億円を超えている。

○総資産額は18億円あるが、そのうち自社株が総資産額の65%を占め、その自社株は換金性がなく、納税資金とはなりえない。

○会社に対する貸付金が総資産額の24%を占め、貸付金残高は額面で相続財産として評価されてしまう。

ことなどが挙げられます。

この現状分析の結果によりA社長は大変なショックを受けました。

「相続税に対する漠然としたものの、相続により今まで努力して築き上げた財産の大部分が税金として失われるとは……」「もっと早く何かしらの対策を講じておくべきだった……」。

なぜ、顧問税理士による毎期の定期的な税務チェックを受けているにもかかわらず、このような問題が蓄積してしまったのでしょうか。↘

戦略的税務対策で 相続税額がゼロに

「顧問税理士に任せておけばすべて安心」と思われている方が多いのではないかと思いますが、すべての税務問題に完全に対応できる税理士は存在しないというのが現実です。医療の世界には様々な専門分野が存在し、その分野に応じた専門医がいるように、税務の世界にも専門分野が存在します。法人の決算・申告を専門業務としている税理士にとって自社株対策は専門外の案件であり、自信を持って処理できないというのが実態なのです。

したがって、将来の相続で自社株が大きな問題となることが想像できても、自分の専門外の案件に対しては見て見ぬふりをしてしまうということになります。

私共『税務総合戦略室』では、税務の専門分野でも深い部分は分野が存在し、それぞれの案件に応じた専門家が対応するべきだと考え、国税庁・国税局などの専門部署出身の元国税調査官を集めました。お客様の税務問題に万全に備えるためには一人の税理士ではなく、各専門分野の税理士がチームを組んだ「総合病院」的な体制が必要なのです。

前述したオーナー社長A氏の場合、自社株対策専門の税理士・相続税対策専門の税理士・法人税専門の税理士が知恵を出し合い、7億円の見込み相続税額を1億5千万円まで減少する対策、すなわち5億5千万円の税コスト削減策をご提案いたしました。さらに、併せて弊社の国際税務専門税理士のスキームを活用すれば、相続税額を0円とすることまで可能となります。

お客様の蓄積してしまった税務問題を解決するために、私共はいわゆる会計事務所の顧問契約では補えない部分をセカンドオピニオンサービスとしてご提供いたします。不安を感じていらっしゃる税務問題がございましたら、ぜひお気軽にご相談ください。

（文責・税務総合戦略室　室長　風間）

広告

税務総合戦略室セミナー9講座開催中　12月-2月期

	受講料（1名様 税込）	12月	1月	2月
オーナー経営者のための戦略的税務対策と資産運用	【10,500円】	10日		20日
国外財産調書の書き方と海外を活用した資産運用の税務対策 New!	【10,500円】	12日		18日
ベールに包まれた国税組織5万6千人の真実を語る	【10,500円】		23日	
税務調査って、拒否できないんですか?	【21,000円】		23日	
お金持ちは非居住者を目指す「税金天国への脱出」	【31,500円】		28日	
国税調査官は見た! 調査現場で発覚する社内不正の数々「内部牽制の充実のために」	【10,500円】		27日	
国際税務を理解し、最適なタックスプランニングの構築を!	【21,000円】			24日
相続税対策「愛する家族に上手な財産の残し方」	【10,500円】			12日
事業承継と相続のための自社株対策「円滑に低コストで事業承継を行うために」	【31,500円】			26日

お申し込み・お問い合わせ　http://www.nmc-zeirishi.jp/　エヌエムシイ税理士法人　検索

税務総合戦略室®は
全国の会計事務所と業務提携をしています

税務総合戦略室は、全国のパートナー事務所と業務提携契約を結んでいます。

「専門外の問題はその道のプロに任せることこそが真の顧客本意のサービスである」という認識のもと、パートナー事務所が専門外とする問題が生じた際には、税務案件ごとに最適な専門家をご案内することが可能となっております。

【パートナー事務所】

■村上孝夫税理士事務所
（東京都　税理士登録番号 第24869号／東京税理士会 葛飾支部）
TEL：03-3608-2166　URL：http://www.murakami-kaikei.com/

■松下税理士事務所　西日本サポートセンター㈲
（熊本県　税理士登録番号 第53463号／南九州税理士会 熊本東支部）
TEL：096-368-7111　URL：http://www.matusita-ao.com/

■税理士法人横浜総合事務所
（神奈川県　税理士法人番号 第1605号／東京地方税理士会 横浜中央支部）
TEL：045-641-2505　URL：http://www.yoko-so.co.jp/

■宮脇合同事務所
（和歌山県　税理士登録番号 第69242号／近畿税理士会 和歌山支部）
TEL：073-431-5241　URL：http://www.godo-net.com/

■中野純公認会計士・税理士事務所
（静岡県　税理士登録番号 第73806号／東海税理士会 磐田支部）
TEL：0538-35-8205　URL：http://nakano-kaikei.net/

■税理士法人石島会計
（栃木県　税理士登録番号 第98500号／関東信越税理士会 宇都宮支部）
TEL：028-612-6321　URL：http://www.zeirishihoujin-ishijima.com/

■税理士法人合同会計
（群馬県　税理士登録番号 第29812号／関東信越税理士会 高崎支部）
TEL：027-347-0933　URL：http://www.t-gk.co.jp/

■鈴木正光税理士事務所　㈱鈴正コンサルタンツ
（群馬県　税理士登録番号 第24604号／関東信越税理士会 前橋支部）
TEL：027-243-4881　URL：http://www.suzusyo.co.jp/

税務総合戦略室®メンバーが一丸となって
会社と経営者個人を一体としてとらえた税務対策を提供いたします

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
野原 渉
〈経歴〉
国税局調査部主査
調査部情報技術専門官
1962年生まれ　国税局・税務署において、特別調査事務、大規模法人における電子情報の解析等調査事務に従事した経験を持つ。

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
黒崎 俊夫
〈経歴〉
国税局管内税務署
資産課税部門に28年間勤務
1959年生まれ　資産課税部門職員として、相続税、贈与税及び評価事務に従事。不動産鑑定による評価の審理の経験が豊富。税理士の他、不動産鑑定士、司法書士の資格を有する。

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
玉川 育生
〈経歴〉
国税局調査第一部外国法人調査部門
調査第二部国際調査課
調査第二部特別国税調査官部門
1971年生まれ　外国法人や外資系法人を中心とした国際税務に関する調査・審理事務に従事。各種ファンド会社や日本を代表する超大規模法人を長年調査した。

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
松井 孝榮
〈経歴〉
国税局調査第二部特別調査部門
調査第二部主査
調査第三部主査
1951年生まれ　国税局調査部に通算14年間勤務。鉄道業、海運業、銀行業、証券業など、日本を代表する超大規模法人を長年調査した。

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
吉田 雅相
〈経歴〉
国税局調査第一部国際情報課
国際税務専門官
総務部人事第一課
1949年生まれ　移転価格税制やタックスヘイブン税制に関するコンサルティングを得意とする。
●著書「非居住者税制と源泉徴収実践応答集」（共著）　法令出版

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
風間 光裕
室長
〈経歴〉
国税局課税第一部
総務部人事第一課
調査査察部
1965年生まれ　法人税調査と税務職員の評定指導・監督業務を行う。税務組織の中枢を経験し、税務署職員の調査手法や思考回路を熟知しており税務調査対策に力を発揮する。

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
山﨑 政男
〈経歴〉
国税不服審判所国税審判官
税務大学校研修所長
1949年生まれ　約40年の税務当局勤務の間、国税不服審判所国税審判官、税務署長を歴任。課税庁から独立した立場で、納税者の権利利益救済のため審査請求に対し裁決を行った経験を持つ。

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
五十嵐 徹夫
〈経歴〉国税庁課税部課長補佐
国税局課税第一部機動課長
国税不服審判所部長審判官
国税局総務部次長
税務署長
1951年生まれ
●主な著書「相続税法基本通達逐条解説」　大蔵財務協会　「公益法人の税務」（共著）　公益法人協会　「わかりやすい相続税申告書の書き方」　中央経済社

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
清水 順
〈経歴〉国税局法人税課
税務大学校教育第二部教授
国税不服審判所国税審判官
税務署長
1934年生まれ　約30年にわたり法人税の実務事例研究を専門に行う。税務大学校研究科教授として税務に関する高度の理論及び技能を指導した。

エヌエムシイ税理士法人税務総合戦略室
髭 正博
〈経歴〉
1941年生まれ
1983年　事業承継・相続対策業務を開始する。
●主な著書「事業承継・自社株対策」　FIC出版部　「実践・相続税対策50の実例」　オーエス出版　「事業承継・相続の節税実務戦略」　オーエス出版　「生命保険の具体的活用策と知識」（共著）　日本法令　金融・経済雑誌寄稿等多数
客員税理士

エヌエムシイ税理士法人 統括マネージャー
佐藤 修一
〈経歴〉
昭和63年　野本会計事務所入所
平成14年11月より、エヌエムシイ税理士法人の設立・立ち上げを担当。20年以上、中小企業に対して経理事務の合理化や節税対策のアドバイスを行う。
税理士

エヌエムシイ税理士法人
（税理士法人番号 第337号／東京税理士会第99号）

お申し込み・お問い合わせ　03-5354-5222　平日9:00～18:00
http://www.nmc-zeirishi.jp/　エヌエムシイ税理士法人　検索

エヌエムシイ税理士法人
住所：東京都中野区本町2-46-1 中野坂上サンブライトツイン26F
アクセス：東京メトロ 丸ノ内線または都営大江戸線「中野坂上駅」出口より徒歩1分